明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務一六一、一六二）　一
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委二五）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同二六）　二
○除籍の一部が滅失した件（法務二三〇、二三一）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同二三二）　三
○日本国に帰化を許可する件（同二三三）　三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同二三五、二三六）　三
○国債の発行等に関する省令第五条第二項に規定する財務大臣が別に定める基準を定める件の一部を改正する件（財務一三六）　六
○肥料を登録した件（農林水産八五二、八五三）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同八五四、八五五）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三九八～四〇一）　八
○広域臨海環境整備センター法施行令第五条に規定する主務大臣が指定する財産及び主務大臣が別に定める日を定める件の一部を改正する件（国土交通・環境一）　九
○福島県双葉郡大熊町の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件（環境四四）　九

〔国会事項〕

内閣

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示（九州産業保安監督部）

〔公告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分、適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

会計検査院共済組合定款の一部変更関係　一二

会社その他

告示

○総務省告示第百六十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月十日

総務大臣　山本　早苗

一　名称　平成二十九年度豪州における米豪軍との実動訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十九年五月十一日から平成二十九年六月五日まで

三　派遣人数（概数）　百人程度

四　派遣地域　オーストラリア連邦ノーザンテリトリー準州ダーウィン

○総務省告示第百六十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月十日

総務大臣　山本　早苗

一　名称　平成二十九年度豪州における射撃訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十九年五月十一日から平成二十九年五月三十日まで

三　派遣人数（概数）　二十人程度

四　派遣地域　オーストラリア連邦ビクトリア州

○政治資金適正化委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年五月十日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五一〇五	二九、三、二九	山本　大輔
五一〇六	二九、三、二九	山口　裕章
五一〇七	二九、三、二九	下岡　政憲
五一〇八	二九、三、二九	小川　哲
五一〇九	二九、三、二九	栗田　敬子
五一一〇	二九、三、二九	佐藤勇太郎